

別紙 1

山形県総合運動公園 「屋内多目的コート」 冬季利用団体の『きまり』

この『きまり』に定める用語の意義は次の通りとします。

- (1) 利用申出団体 所定の施設利用団体申出書において、この『きまり』を承諾のうえ申込みされた団体で指定管理者が認めた団体
- (2) 団体代表者 申出団体の代表者として記載された方
- (3) 団体構成者 団体の構成員として記載された方

第1条（団体の構成）

- 1 10名以上の構成員を要する団体とします。
- 2 団体に代表者を置くこととします。
- 3 代表者及び構成員は1団体にのみ籍を有し、他団体に属する事はできないものとします。

第2条（団体カードの発行と取扱い）

- 1 指定管理者は、団体代表者に団体番号及び団体名等を表記した団体カードを発行します。
- 2 団体カードは団体代表者及び代理人（団体構成者に限る）が使用できます。
- 3 団体カードは譲渡又は貸与する事はできません。

第3条（認証日及び有効期限）

- 1 団体申出がなされ、指定管理者が認めた日を認証日とします。（団体カード記載）
- 2 当該年度のみ有効となります。

第4条（施設利用の申請等）

施設の利用や申請にあたっては、「団体カード」を必ず提示していただきます。

第5条（施設管理に関する規定等の遵守）

施設の利用にあたっては、当該施設に係る関係条例、規則その他の規程の定めに従うものとし、また定められた目的以外には使用しないものとします。

第6条（認証資格の喪失）

利用申出団体、団体代表者又は団体構成員が次のいずれかに該当した場合には、団体の認証資格を喪失します。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) この『きまり』に違反した場合
- (3) 団体代表者が廃止の届出をして指定管理者が認めた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用団体として不適格と認めたとき

※個人情報保護について

ご提出いただいた個人情報に関しましては指定管理者側にて厳正に管理し第三者に提供・開示することとはございません。

山形県総合運動公園 指定管理者
株式会社 モンテディオ山形